

# 印旛沼連携プログラム ガイドブック



平成31年3月

千葉県

## 印旛沼連携プログラム ガイドブック

### 目次

#### 【印旛沼連携プログラムについて】

Q1：印旛沼連携プログラムとは？	1
Q2：プログラムを実施することでどんな効果が期待できるの？	3
Q3：参加すると市民団体・企業にどんなメリットがありますか？	4
Q4：参加するにはどんな手続きが必要ですか？	5

#### 【プログラムの申込みにあたって】

Q5：活動場所は参加団体が指定できるのか	6
Q6：参加したいがどこで活動したらよいか分からない	6
Q7：市民・企業の参加資格はあるのか	6
Q8：どんな活動を行えばいいのか	7
Q9：受付窓口（申込み及び問い合わせ先）はどこ？	8

#### 【行政からの支援内容について】

Q10：行政からはどんな支援の実施があるの？	12
Q11：サインボードはいつ、どこに設置されるのか、表示内容は？	13
Q12：道具は何を貸与・支給してくれるの？	14
Q13：どういう保険が適用されるの？	15
Q14：ごみの処理・回収はどうするの？	15

#### 【活動の実施にあたって】

Q15：活動時の安全について（安全管理・留意事項）	16
---------------------------	----

#### 【活動終了後について】

Q16：活動結果の報告は必要ですか？	17
Q17：活動内容の変更や更新、辞退はどうするの？	17

#### 【サポート企業について】

Q18：サポート企業について詳しく教えてください	18
--------------------------	----

## Q1 印旛沼連携プログラムとは？

印旛沼連携プログラムは、市民・企業とが連携し、印旛沼や周辺河川・水路の美化・浄化などを進めていくための取組みです。沼・川・水路の管理者が、市民団体や企業による環境美化活動（清掃）を基本とした活動を支援しています。さらに、印旛沼再生に寄与するユニークな自主的な活動を歓迎します。

このプログラムは、市民（企業）と行政の連携をより一層強化・拡大し、流域住民の印旛沼等水域への愛着・意識の高揚を図ることを目的とした「流域を単位としたプログラム」です。

### 1.1 プログラムの対象エリア

印旛沼とその流入河川・水路等の水域の行政等管理区間（印旛放水路含む）



印旛沼には、左図で示した河川以外にもこれらの沼や川に流れが繋がっている小川や水路がたくさんあります。そうした沼、川、水路のうち、千葉県・市町・印旛沼土地改良区・（独）水資源機構が管理者であるものが、プログラムの対象となります。（主な河川等をp8～10の表に示します。）

印旛沼と主な河川の模式図

### 1.2 プログラムの対象となる市民（企業）活動

- 基本となる環境美化活動（清掃）に加え、印旛沼の水循環健全化・環境保全に寄与する活動をプログラムの対象とし、これら活動に対し、行政が支援を行う。

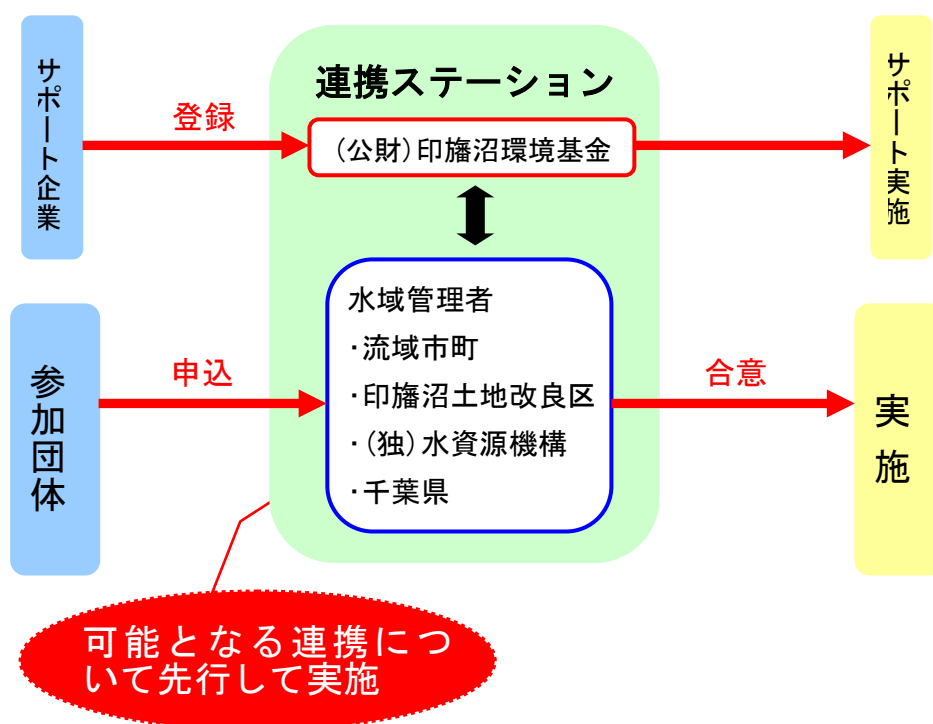
（但し、支援内容については協議の上決定し、委託事業や補助・助成等の金銭的支援は実施しない。）

- 活動区間は、参加団体の希望にあわせて調整する。

### 1.3 プログラムの体制

プログラムの実施は、基本的に参加団体・企業と流域市町、印旛沼土地改良区、(独)水資源機構、千葉県におけるそれぞれの水域管理者との当事者間の協議・調整のもと進められます。また、(公財)印旛沼環境基金は、印旛沼連携プログラムの普及促進および充実化に向けた協力・支援を実施する企業(サポート企業)の登録を行います。

これら、プログラムの運用に関わる機関は、共通理解のもと「流域を単位としたプログラム」の運営を実施し、あわせてプログラムの普及推進や情報の共有化を協力して実施する「連携ステーション」を構成します。



## Q2 プログラムを実施することでどんな効果が期待できるの？

地域の市民（企業）が、地域の水域の環境美化・良好な水辺空間の保全・育成に取り組むことは、主体的に印旛沼流域の水循環健全化を進める力になります。

プログラムを実施することにより、次のような効果が期待できます。

- ・ 河川や水路での美化清掃など環境保全活動への関心が高まり、市民団体の活動への参加者も増え、活発になります。
- ・ 沼・河川・水路といった行政管理区域において、これまでは、必ずしも市民や企業が活動しやすい状況になかったが、プログラムに参加することによって沼・河川・水路等の水域においても、市民（企業）による活発な環境保全活動が実施しやすくなります。
- ・ 印旛沼流域全体を一体化したプログラムを推進することで、「印旛沼流域」に対する意識やまとまり感を高め、印旛沼流域の水循環健全化（「恵みの沼をふたたび」）の推進に寄与することになります。
- ・ 市民団体が活動している場所や内容、また企業の市民活動への支援に関する情報がプログラムをとおして共有化され、市民・企業・行政の「連携」に基づく具体的な行動がしやすくなります。
- ・ プログラムに基づく市民団体の活動の成果として、河川や水路で散乱ゴミが減少し、「印旛沼」のイメージアップが期待できます。

### Q3 参加すると市民団体・企業にどんなメリットがありますか？

- ・ これまで必ずしも市民や企業が活動しやすい状況になかった、沼・河川・水路といった行政管理区域においても、市民（企業）による環境保全活動が実施しやすくなります。
- ・ サインボードを設置することで、地域へのアピールや認知度が高まり、活動団体のステータスをあげることができます。
- ・ プログラムに参加することで、行政関係者や他団体との情報交換、交流、新たな連携活動の促進が期待されます。

（企業の場合は）

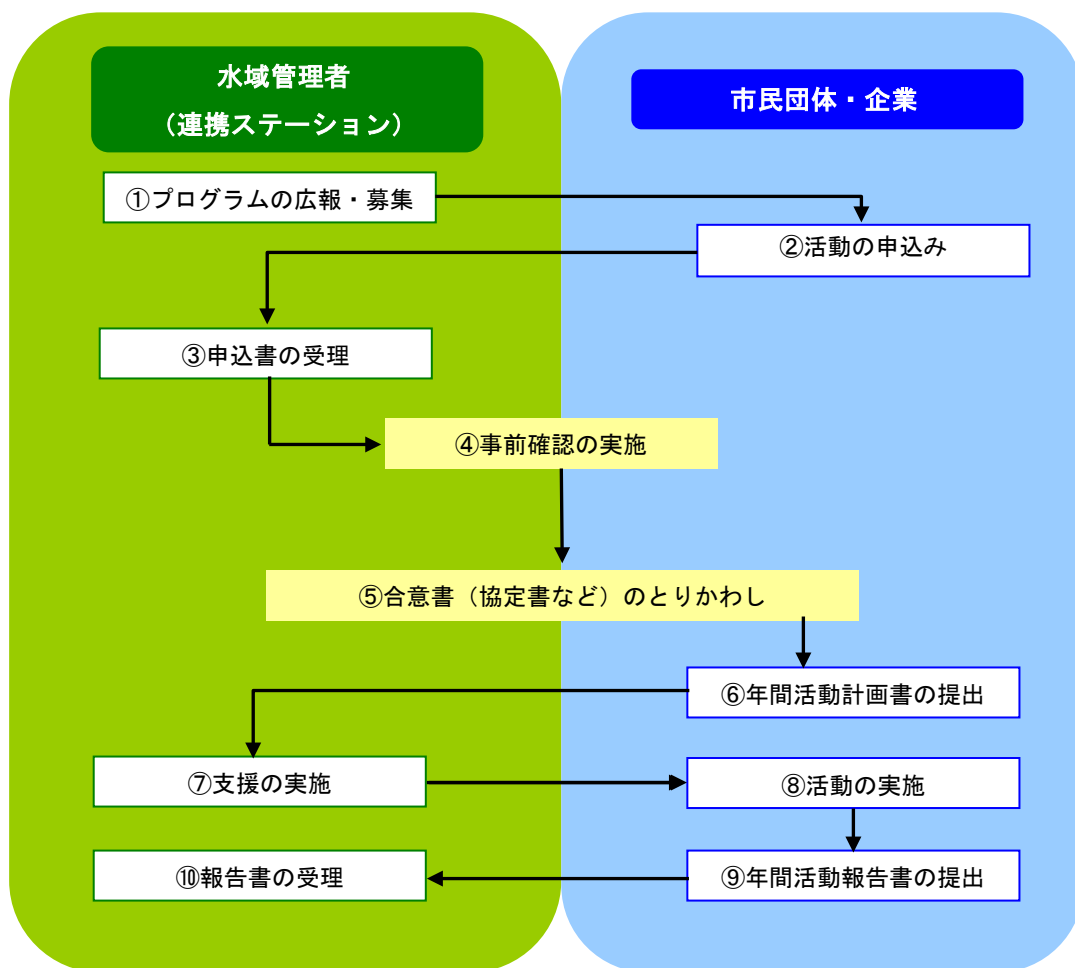
- ・ 企業のイメージ向上に寄与します。企業が社会貢献事業に強い関心を持っているだけでなく、実際に積極的な活動を展開していることが地域住民に広く周知されます。



## Q4 参加するには、どんな手続きが必要ですか？

印旛沼連携プログラムに参加希望のある団体・企業は、活動を希望する水域の管理者に申込書を提出します。この申込みに基づいて、参加団体と水域管理者との間で、活動内容や行政からの支援内容について確認・調整します（事前確認）。

この事前確認で合意した基本事項について、申込み団体と水域管理者の間で契約（合意書）を結びます。この合意書により、参加団体・企業は、合意書に明示した美化活動や水循環健全化に向けた活動を行い、水域管理者などが、サインボードの設置などの支援を実施します。



「印旛沼連携プログラム」では、連携プログラムや印旛沼での市民団体や企業の活動を紹介するホームページを開設しています。

申込書など、参加に必要な書類や情報もこのホームページから入手できます。

<http://inba-numa.com/shimin/renkei-program/about/>

にアクセスしてください。

## Q5 活動場所は参加団体が指定できるのか

基本的に参加団体が活動場所を指定できます。

但し、その場所の安全性に問題がある場合、活動区域がほかの活動団体と重なる場合、活動区域が広すぎるなどの理由により、活動の実施が難しい場合などは事前の確認・調整が必要となる場合もあります。

## Q6 参加したいがどこで活動したらよいか分からない

まずは最寄りの窓口まで相談してください。後日、担当者が活動場所についてアドバイスを致します。

## Q7 市民・企業の参加資格はあるのか

市民団体や企業はもとより、家族、学校、自治会、仲良しグループなど意欲のある団体であれば参加できます。

(但し、社会の秩序を乱すと考えられる団体、企業は参加することができません。)



## Q8 どんな活動を行えばいいのか

美化・清掃活動が必ず実施していただく活動となります。そのほか、印旛沼の水循環健全化・環境保全に寄与する活動も対象とします。

但し、活動内容によっては、事前の確認・調整が必要となる場合もあります。

尚、以下の活動については、プログラムの対象から除外します。

- ・ PR活動や営業活動などを環境保全活動とあわせて行うこと（企業が清掃活動の後に「お客様のつどい」を開催することなど）
- ・ 管理区域内で農作物の耕作を行うこと など

印旛沼連携プログラムの対象となる活動例

活動内容	
美化 ・清掃活動	清掃 ※1
	除草
	植栽、並木の維持・創出
調査・研究	水質調査
	生物調査(魚、植物、鳥、昆虫)
	その他調査(川の生い立ち、利用状況、ゴミ)
	水質浄化実験
観察会 ・勉強会	川の学校・環境教育支援
	自然観察会(植物、鳥、昆虫、ホタル、河川等)
	学習会・講習会
自然体験 ・イベント	自然体験(川遊び、カヌー、水辺ウォーキング)
	魚釣り大会
自然再生 ・保全	川・水路・ワンド等の整備、ビオトープ創出
	生物保護・保全
	(ハクチョウ、メダカ、サワガニ、ホタル、在来水草・野草)

※1 印旛沼連携プログラムとして活動する場合は、必ず実施してください。すなわち、清掃活動以外の活動をメインに実施する場合でも、清掃活動もあわせて実施してください。但し、この場合の清掃活動の実施回数や実施方法については、無理のない範囲で決めて下さい。

## Q9 受付窓口（申込み及び問い合わせ先）はどこ？

参加団体からの申込みや活動における問い合わせについては、基本的には、活動する水域の管理部局において受付けます。

活動区域の管理者が分からない、あるいは活動区域に具体的な希望がない参加団体については、千葉県河川環境課もしくは最寄りの連携プログラム受付窓口にご相談してください。

（表 主な水域の管理部局一覧 ①<一級河川>）

幹線名	河川名	管理区間	延長(m)	所管	
印旛沼	長門川	北印旛沼からの流出点～利根川への合流点	5138	千葉県	印旛
印旛沼	旧長門川	印西市下井字新津41番28地先～長門川への合流点	2920	千葉県	印旛
印旛沼	北印旛沼	全面	周囲 14567	千葉県	印旛、成田
印旛沼	印旛水路	西印旛沼からの流出点～北印旛沼への流入点	4305	千葉県	印旛
印旛沼	西印旛沼	全面	周囲 11107	千葉県	印旛
鹿島川	鹿島川	千葉市若葉区下泉町地先の県道千葉川上八街線橋下流端～西印旛沼への流入点	18909	千葉県	印旛
鹿島川	高崎川	酒々井町馬橋字題目塚地先の県道八街酒々井線新堤橋下流端～鹿島川への合流点	6070	千葉県	印旛
手繰川	手繰川	左岸(佐倉市上座字子の上1425番地先)、 右岸(佐倉市臼井台字船瓶1840番地先) ～西印旛沼への流入点	2772	千葉県	印旛
手繰川	小竹川	左岸(佐倉市青菅字大和田1368番地先)、 右岸(佐倉市小竹字山崎1525番地先) ～手繰川への合流点	720	千葉県	印旛
印旛沼	印旛放水路	西印旛沼からの流出点(阿宗橋)～東京湾	18960	千葉県	千葉
桑納川	桑納川	船橋市坪井町353番地先の市道橋～印旛放水路への合流点	5400	千葉県	千葉
桑納川	石神川	左岸(八千代市吉橋字石神1885番2地先)、 右岸(八千代市吉橋字西内野1839番4地先) ～桑納川への合流点	1550	千葉県	千葉
神崎川	神崎川	左岸(白井市根字木戸前1046番地2地先)、 右岸(白井市根字上谷津952番地) ～印旛放水路への合流点	14560	千葉県	印旛
神崎川	戸神川	印西市戸神字入和田449番地先の防災調節池～神崎川への合流点	2480	千葉県	印旛
神崎川	二重川	左岸(船橋市高野台1丁目225番地先)、 右岸(船橋市八木が谷1丁目226番地先) ～神崎川への合流点	6410	千葉県	葛南
神崎川	法目川	左岸(白井市大字復字根木山614番地先)、 右岸(白井市復字台631番地先) ～二重川への合流点	1450	千葉県	印旛
神崎川	富ヶ沢川	左岸(白井市復字子持山360番地1地先)、 右岸(白井市復字中峠349番地先) ～二重川への合流点	510	千葉県	印旛
神崎川	野口川	左岸(白井市木字野口51番地先)、 右岸(白井市根字戸崎1582番2地先) ～神崎川への合流点	400	千葉県	印旛
神崎川	七次川	白井市根字離山1211番地先の防災調節池～神崎川への合流点	740	千葉県	印旛
師戸川	師戸川	左岸(印西市草深字箕輪626番1地先)、 右岸(印西市草深字箕輪627番1地先) ～西印旛沼への流入点	6690	千葉県	印旛
師戸川	造谷川	左岸(印西市造谷字松ノ木23番地先)、 右岸(印西市造谷字松ノ木12番地先) ～師戸川への合流点	550	千葉県	印旛

印旛： 印旛土木事務所  
 千葉： 千葉土木事務所  
 葛南： 葛南土木事務所  
 成田： 成田土木事務所

(表 主な水域の管理部局一覧 ②&lt;準用河川&gt; )

幹線名	河川名	管理区間	延長(m)	所管	
	高野川	上高野(ふれあいプラザ)地先～下高野(子ノ橋)地先まで		八千代市	土木建設課
	花輪川	吉橋(花輪橋)地先～尾崎(桑納川)地先まで		八千代市	土木建設課
	江川(準用河川)	台方字鳥居2342～大袋字椎塚田360-2		成田市	土木部土木課
	佐倉川	右・左岸(宮前3-42-1)～鹿島川合流点 延長1230m		佐倉市	治水課
	南部川	右岸(宮本20-1)、左岸(神門308-2)～高崎川合流点 延長3100m		佐倉市	治水課
	上手繰川	右岸(畔田1517)、左岸(畔田1516)～右岸(臼井台1964)、 左岸(下志津)延長3450m		佐倉市	治水課
	上小竹川	右岸(青菅1111)、左岸(先崎1811)～井野川合流点1320m		佐倉市	治水課
	井野川	青菅～上小竹川合流点 延長270m		佐倉市	治水課
	上手繰川	黒田字浅間下～四街道市萱橋古屋敷		四街道市	道路管理課

(表 主な水域の管理部局一覧 ③ <土地改良施設>)

幹線名	施設名	管理区間	延長(m)	所管
佐倉川	旧鹿島干拓排水路	佐倉市下根504～佐倉市山崎638	600	印旛沼土地改良区
吉田揚排水機場	平戸干拓低地排水路	印西市船尾2206～印西市吉田789	2,000	印旛沼土地改良区
神崎川	宗像集水路	印西市吉田2705～印西市船尾1964	3,800	印旛沼土地改良区
岩戸揚排水機場 手繰揚排水機場	岩戸干拓低地排水路	北部：印西市吉田干拓67～同岩戸干拓5 南部：佐倉市先崎干拓18～同臼井田干拓9	6,000	印旛沼土地改良区
師戸揚排水機場 飯野台排水機場 臼井第二揚排水機場	西調低地排水路	西印旛沼周囲	10,600	印旛沼土地改良区
吉高揚排水機場 酒直揚排水機場 大竹排水機場	北調低地排水路	北印旛沼周囲	14,500	印旛沼土地改良区
宗吾北揚排水機場	中央干拓低地排水路	印西市山田干拓153～同平賀干拓53	7,600	印旛沼土地改良区
印旛沼(西調)	岩戸集水路	印西市岩戸干拓194～同岩戸2474	600	印旛沼土地改良区
甚兵衛導水路	松崎集水路	成田市北須賀584～同八代1205	1,400	印旛沼土地改良区
印旛沼(北調)	角川集水路	成田市船形1266～同北須賀8-2	900	印旛沼土地改良区
平賀揚水機場	平賀導水路	印西市平賀干拓859～同869	130	印旛沼土地改良区
道珍前揚水機場	道珍前導水路	印西市山平干拓133-1～同153	400	印旛沼土地改良区
安食排水機場	安食導水路	栄町須賀新田1979～同1951	1,200	印旛沼土地改良区
物木排水機場	物木集水路	印西市行徳197～同笠神2183	2,200	印旛沼土地改良区 (印西市)
埜原揚排水機場	埜原幹線排水路	印西市酒直ト杭638～同笠神1900	1,500	印旛沼土地改良区
○印旛沼及び流入河川周囲に広がる水田地帯にある河川・水路等について活動希望区域として申し込みを行う場合は 印旛沼土地改良区(又は最寄りの土地改良区)にご相談下さい。*里山の中を通過する水路もあります。				
○営農に支障の無い限り印旛沼連携プログラムの成立を願っています。(水田地帯は、工場敷地内と理解して下さい。 その開放は生産工程や設備を乱さぬことはもちろんのこと、安全確保が条件となります)				

上表に記載がない河川・水路等について、活動希望区域として申込みを行う場合は、希望区域の市町担当窓口に申込みしてください。

(表 印旛沼連携プログラム受付窓口一覧)

担当部課	電話	ホームページアドレス
千葉県 県土整備部 河川環境課 企画班	043-223-3155	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/index.html</a>
千葉土木事務所 調整課	043-242-6104	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-chiba/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-chiba/index.html</a>
葛南土木事務所 調整課	047-433-6745	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-katsunan/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-katsunan/index.html</a>
東葛飾土木事務所 調整課	047-364-5143	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-toukatsu/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-toukatsu/index.html</a>
印旛土木事務所 調整課	043-483-1166	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-inba/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-inba/index.html</a>
成田土木事務所 調整課	0476-26-3631	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-narita-s/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-narita-s/index.html</a>
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 管理課	047-483-0722	<a href="http://www.water.go.jp/kanto/chiba/index.html">http://www.water.go.jp/kanto/chiba/index.html</a>
印旛沼土地改良区 水土里整備課	043-484-1155	<a href="http://www.inbanuma-lid.jp/04/index02.html">http://www.inbanuma-lid.jp/04/index02.html</a>
千葉市 環境局環境保全部 環境保全課 自然保護対策室	043-245-5195	<a href="http://www.city.chiba.jp/">http://www.city.chiba.jp/</a>
船橋市 下水道部 下水道河川管理課	047-436-2622	<a href="http://www.city.funabashi.lg.jp/machi/">http://www.city.funabashi.lg.jp/machi/</a>
成田市 土木部 土木課	0476-20-1550	<a href="http://www.city.narita.chiba.jp/">http://www.city.narita.chiba.jp/</a>
佐倉市 土木部 治水課	043-484-4261	<a href="http://www.city.sakura.lg.jp/">http://www.city.sakura.lg.jp/</a>
八千代市 都市整備部 土木建設課	047-483-1151	<a href="http://www.city.yachiyo.chiba.jp/143500/index.html">http://www.city.yachiyo.chiba.jp/143500/index.html</a>
鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課	047-445-1229	<a href="http://www.city.kamagaya.chiba.jp/">http://www.city.kamagaya.chiba.jp/</a>
四街道市 都市部 道路管理課	043-421-6143	<a href="http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/index.html">http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/index.html</a>
八街市 経済環境部 環境課	043-443-1406	<a href="http://www.city.yachimata.lg.jp/">http://www.city.yachimata.lg.jp/</a>
印西市 都市建設部 土木管理課	0476-33-4669	<a href="http://www.city.inzai.lg.jp/">http://www.city.inzai.lg.jp/</a>
白井市 市民環境経済部 環境課	047-401-5409	<a href="http://city.shiroi.chiba.jp/">http://city.shiroi.chiba.jp/</a>
富里市 市民経済環境部 建設課	0476-93-4945	<a href="http://www.city.tomisato.lg.jp/">http://www.city.tomisato.lg.jp/</a>
酒々井町 まちづくり課	043-496-1171	<a href="https://www.town.shisui.chiba.jp/">https://www.town.shisui.chiba.jp/</a>
栄町 環境課	0476-33-7710	<a href="http://www.town.sakae.chiba.jp/">http://www.town.sakae.chiba.jp/</a>

## Q10 行政からは、どんな支援の実施があるの？

行政からの支援内容として、例として以下の事項があげられます。（但し、水域管理者によって支援の具体的な内容に違いがあります。詳しくは、事前確認時や直接各水域管理者にお問い合わせください。）

- ・ 清掃等用具の貸与（支給）
- ・ ボランティア活動保険の加入費用負担
- ・ サインボードの設置
- ・ 安全指導
- ・ ごみの処理・回収

また、それ以外でも希望があれば、活動の内容に応じて可能な支援を行います。支援が可能であるかどうかは、申込書提出時の事前確認にて調整・決定します。

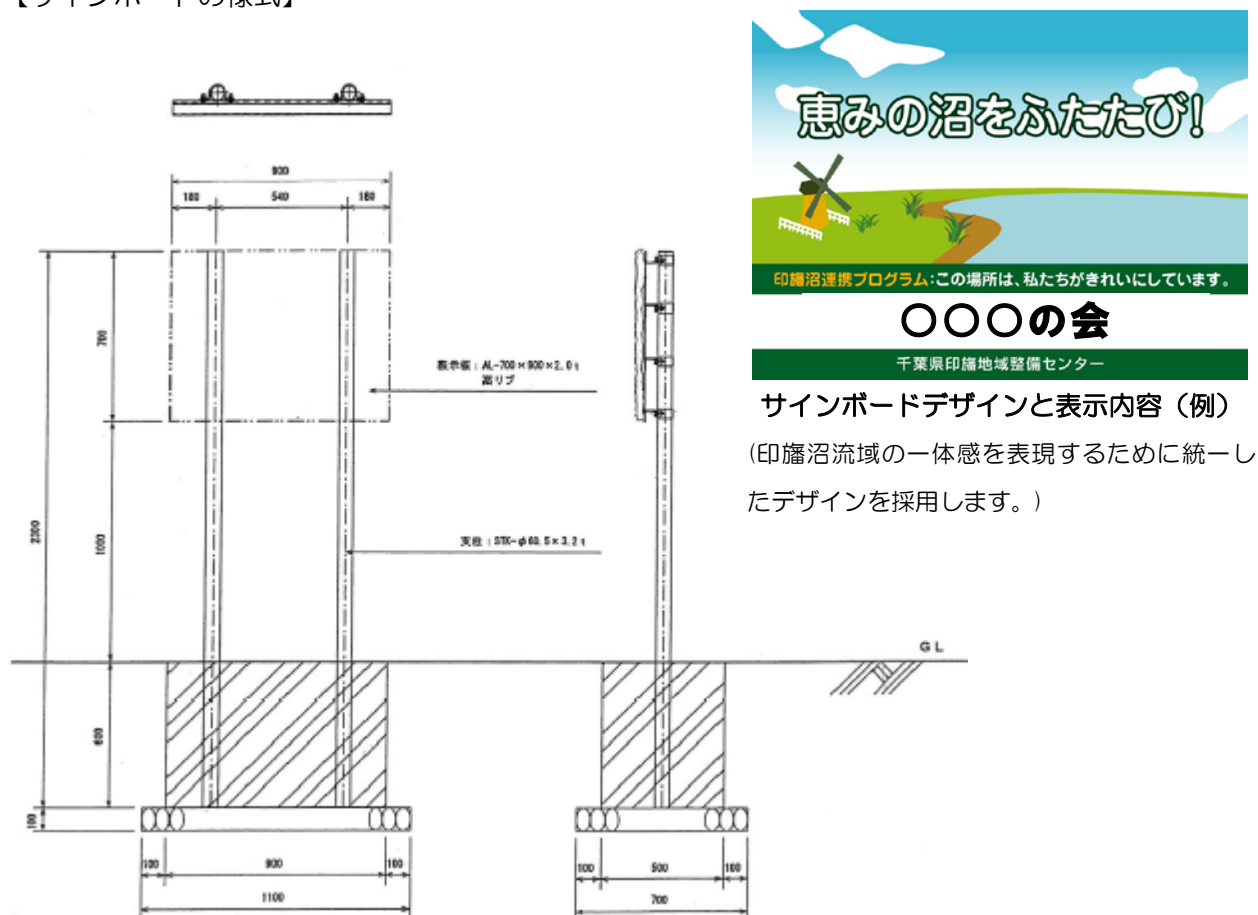
## Q11 サインボードはいつ、どこに設置されるのか、表示内容は何？

水域管理者は参加団体から年間活動計画の報告を受けた後に、参加団体の活動区域内に、参加団体の名称を示したサインボードを設置します。

サインボードは基本的に以下の様式のもので、設置する位置は水域管理者との協議の上決定されます。

(※サインボードは河川管理施設として設置し、基本的に水域管理者が所有、管理責任を負うものとする。)

【サインボードの様式】





## Q12 道具は何を貸与・支給してくれるの？

### 【貸与物品】※1

ほうき、ちりとり、ひばさみ、草刈りカマ、熊手、ほか

### 【給付物品】※1

軍手、ゴミ袋 ※2 ほか

※1 貸与、給付できる物品の種類や個数については、水域管理者によって違いがあります。

※2 ゴミ袋は、活動する水域の市町から支給されます。

### 「道具の貸与（支給）に関するQ&A」

「道具の貸与（支給）」に関するよくある質問	回 答
道具の貸与というが、破損した場合はどうするののか。	破損しても、水域管理者から弁償を求めることはしません。
活動予定人数が多い場合などにおいて、道具を貸与できる数量はどの程度可能か。	水域管理者と参加団体で詳細をつめてください。 但し、水域管理者が貸与できる清掃道具にも制限があるので、事前協議の場などでも参加団体が希望する清掃道具の概数などは予め確認します。
活動する度に、道具を貸与して返却することになるのか。	活動頻度にもよるが、年数回の活動であれば、活動のたびに貸与・返却をして頂くこととなります。
貸与期間が長期間になる場合など、参加団体が道具を保管する場所は確保されているのか。	基本的に参加団体で道具を保管してください。
道具を管理者が活動団体にどのようにわたすのか。	基本的に、水域管理者まで道具をとりこぎてください。また返却も同様をお願いします。
休日は道具の貸与や返却の対応を管理者は行うのか。	休日は貸与・返却の手続きを行うことはありません。貸与・返却の日程については、参加団体と水域管理者の間でうまく調整してください。

### Q13 どういう保険が適用されるの？

参加団体が活動する水域の管理者によって、加入費用を負担する保険の種類や方法が異なります。

詳しくは、事前確認時に水域管理者からの説明を受けて下さい。

### Q14 ごみの処理・回収はどうするの？

ゴミは、活動する水域の位置する市町の分別方法に従って、収集して下さい。

#### 処理・回収の対象となるゴミの種類

- ・ 紙くず類
- ・ 雑草、樹木の枝類
- ・ 空き缶類
- ・ ビン類
- ・ その他（家庭ゴミとして回収可能なもの）

#### <対象外>

不法投棄による粗大ゴミ  
流木など

#### 処理・回収の方法

集めたごみの処理・回収は、活動場所の位置する市町により、連絡先、回収方法等に違いがあります。

詳しくは、水域管理者や市町の担当者からの説明を受けて下さい。

## Q15 活動時の安全について（安全管理・留意事項）

### 活動を実施するにあたっての安全管理・留意事項

- ・ 活動に参加する方々の安全について指導・監督のできる団体責任者を決めた上で、責任者を中心に安全な活動に努めて下さい。
- ・ 活動計画をたてる際は、天候、気象や時間帯などをよく検討し、無理のない計画をたててください。
- ・ 活動の実施についても、当日の天候（雨天・降雪・濃霧等）や時間（日没時等）を勘案し、悪条件となりそうな場合は、活動を避けて下さい。
- ・ 河川のまわりは、傾斜地や湿地、川との境がわかりにくい場所やワンドなど、様々な地形の変化があります。また、害虫や害獣などにも十分注意して作業を進めて下さい。
- ・ 河川美化清掃活動として行う内容は、ゴミの収集、除草のどちらか一方でも両方でも活動団体の自由に実施して下さい。参加者の年齢構成や除草の経験等を考えて、無理のない計画を立てて下さい。
  
- ・ 特に子どもが参加する場合には、必要と考えられる数の大人の指導のもとに作業を行って下さい。
- ・ 重量物や粗大ゴミ、医療廃棄物など危険なものには手をふれず、関係機関へ連絡してください。

### 事故にあった場合の連絡先等

事故にあった場合は、責任者が適切な措置を行うとともに、水域管理者へも速やかに連絡してください。

（連絡先については、水域管理者への連絡先等を記載した資料を水域管理者が配布します。）

## Q16 活動結果の報告は必要ですか？

活動実施状況について、実施日、活動内容、参加人数などを活動報告書に記載し、水域管理者に提出をして頂きます。

但し、報告書の提出は、年間の活動をまとめて、年1回（毎年3月末までに）とします。

活動報告書には任意で、活動の成果や課題、印旛沼連携プログラムについて気のついた点、意見等を記入して下さい。

活動報告書は、印旛沼連携プログラムの実績を示すものであると同時に、プログラムに対する課題点や改善点を導き出すことに活用していきます。

## Q17 活動内容の変更や更新、辞退はどうするの？

### (1)参加団体の変更

合意書取り交わし後に、参加団体において変更（名称、活動内容の変更、代表者の連絡の変更等）があった場合は、合意書を取り交わした水域管理者に参加団体が申込書の再提出をしてください。

### (2)参加団体の更新

合意書で明記した期間経過後、参加団体が活動継続の意志がある場合には、参加団体は水域管理者に再度活動申込みを行って下さい。

### (3)参加団体の辞退

合意書で明記した期間の途中で、印旛沼連携プログラムからの辞退を希望する参加団体は、水域管理者に辞退届けの提出をしてください。所管の水域管理者が参加団体から辞退届を受理することをもって、辞退とみなします。

## Q18 サポート企業について詳しく教えてください。

### (1) サポート企業とは？

印旛沼連携プログラムの目的に賛同し、プログラムの普及促進および充実化に向けた以下の協力・支援を行う企業を連携プログラムサポート企業とします。

サポート内容	具体的なサポート（例）
①参加市民団体への支援	・清掃道具やグッズの提供 ・(水質、生物調査指導者用)講習会の開催 など
②水域管理者や関係行政への支援・協働	・サインボード設置費用等の負担 ・清掃道具の提供 ・連携ステーションへの人材、費用支援 など
③プログラム全体の広報への協力・支援	・パンフレットの配布 ・ホームページでの紹介 など

### (2) サポート企業制度のメリット

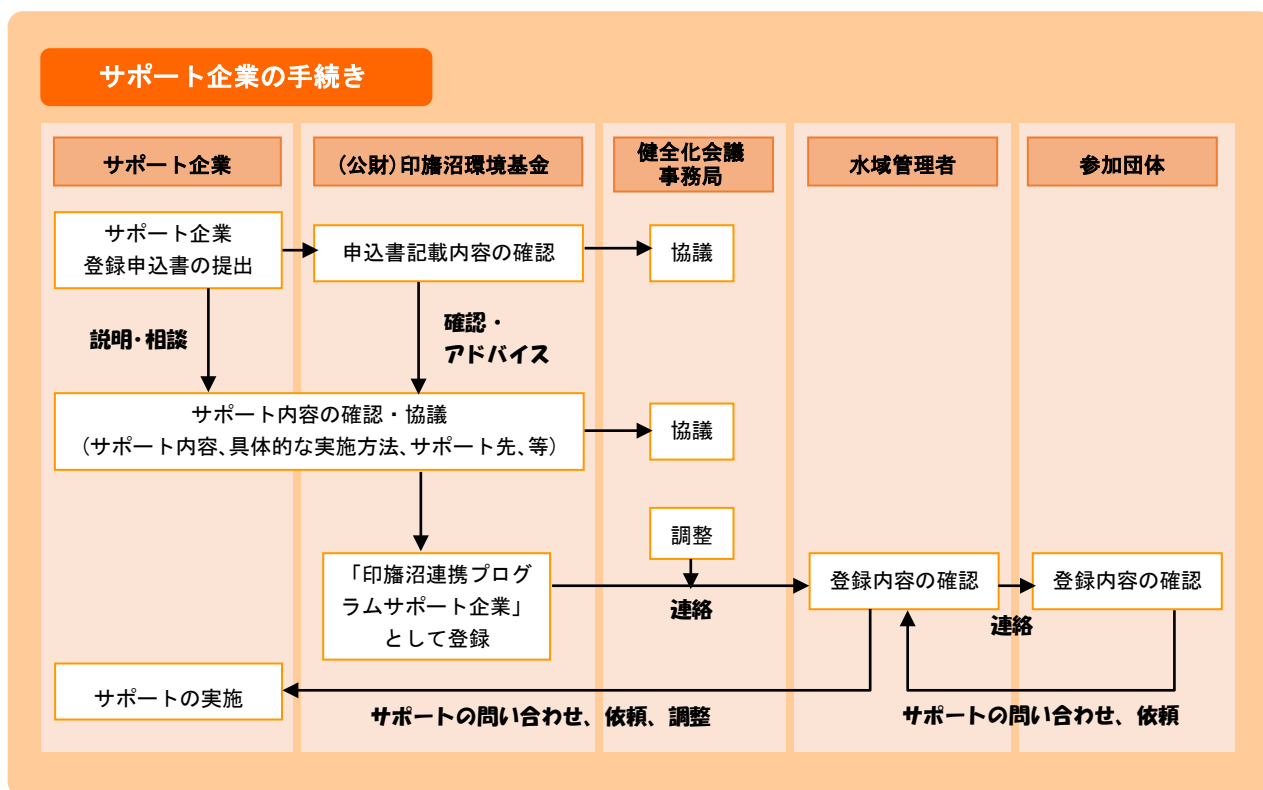
- ・ 印旛沼連携プログラムへの参加を希望するものの、沼や河川・水路での美化活動や環境保全活動の実施といった現地で活動する一般的な連携プログラムへの参加が難しい企業も間接的に連携プログラムへの参加が可能です。
- ・ 様々なサポート内容が考えられ、参加市民団体と企業、水域管理者と企業など多様な連携が実現します。
- ・ この多様な連携を通じて、サポート企業として登録した企業は、自社の社会貢献をアピールできます。

### (3) サポート企業として参加するには

印旛沼連携プログラムへのサポート企業としての登録が必要です。登録は（公財）印旛沼環境基金（以下、基金）で行いますので、登録申込書を基金まで提出してください。

申込み受付後、サポート内容や実施方法について、基金と協議を行い具体化させます。基金はサポート企業を登録したのち、サポートに関する情報を水域管理者に伝え、さらに水域管理者から参加団体に連絡されます。

連絡を受けた水域管理者や参加団体からのサポートの依頼に応じて、サポートを実施します。



#### ●サポート企業に関する申込み・問い合わせ先

担当部課	電話	ホームページアドレス
(公財)印旛沼環境基金	043-485-0397	<a href="https://www.i-kouiki.jp/imbanuma/">https://www.i-kouiki.jp/imbanuma/</a>